（様式２）
処分基準（不利益処分関係）

令和6年度より職員厚生課に移管

		担当課	人事課	検索番号	
法令名	愛媛県恩給条例	根拠条項	６１－２		
不利益処分	事実婚による扶助料受給権の喪失に係る事実婚の認定（職権によるものに限る）				

（根拠規定）
愛媛県恩給条例
第61条
２　届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入ったと認められる遺族については、知事は、その者が扶助料を受ける権利を失わしめることができる。

（処分基準）（総務省人事・恩給局内規に準ずる）
愛媛県恩給条例第 61 条第２項に規定する「事実上婚姻関係と同様の事情に入ったと認められる遺族」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届を欠くが、社会通念状、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、下記の条件を備えることを要するものである。

記

（ア）当事者間に、夫婦としての共同生活を維持継続する意志の合致があること。
（イ）夫婦としての共同生活が長期間安定して継続していること。

（その他）